

# 入院期間が180日を超える場合の 入院料に係る特別の料金について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えると、患者さまの状態によっては健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。180日に超えた日から入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者さまの負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より以下の金額が患者さま負担となります。

一般病棟入院基本料（7対1入院基本料）1日につき… **2,780** 円（税込）

ただし、以下の状態にある患者さまは選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ・ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・ 重症者病室に入院されている方
- ・ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ・ 脊髄損傷等の重度障害者
- ・ 人工呼吸器を使用されている方
- ・ 人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

このほかにも、選定療養から除外される条件がございますので、詳しくは医事課入院会計担当へお尋ねください。なお、入院時に3か月以上の入院履歴を確認しておりますがこれは、入院期間の算定方法が当院のみでなく、同じ症状による病気やケガで入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で180日に達していなくても、他の医療機関を合算して180日を超えた場合には、選定療養の対象となる場合があります。これらは、国の医療政策によるもので当院の収入が増加するわけではありません。

2025年1月1日